

第2回 笠岡市空き家等適正管理審議会 会議要旨【概要】

開催日時	令和4年2月28日（月） 午前11時20分から午前11時50分まで
場 所	笠岡市役所 第2会議室
議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 笠岡市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正に係るパブリックコメントの結果について</li> <li>(2) 特定空家等の認定状況について（非公開）</li> <li>(3) 特定空家等の所有者等に対する勧告について（非公開）</li> </ul> </li> <li>・ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 今後の審議会日程について</li> <li>(2) その他</li> </ul> </li> </ul>
出席者	<p>《委員》</p> <p>小林 正和（会長）</p> <p>塩飽 繁樹（副会長）</p> <p>山本 愛子</p> <p>角田 訓也</p> <p>西村 輝子</p> <p>《事務局》</p> <p>建設部長 ほか4名</p>
傍 聴	1名
配付資料	<p>会議次第</p> <p>委員名簿</p> <p>【資料1】 笠岡市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正に係るパブリックコメントの結果について</p> <p>【資料2】 特定空家等の認定状況について（非公開）</p> <p>【資料3】 【資料4】 特定空家等の所有者等に対する勧告について（非公開）</p>

## 1. 開 会

## 2. 会長挨拶

### 【公開・非公開】

○会長

笠岡市空き家等の適正管理に関する条例施行規則第8条第6項の規定では、「原則として非公開とする。ただし、審議会が特に必要と認めるときは、公開とすることができる。」としている。本日の会議は、日程第3の「報告（2）」以降は個人情報特定されうる報告案件であるため、非公開とすることでよいか。

### 【異議なし】

## 3. 報告

- (1) 笠岡市空き家等の適正管理に関する条例の全部改正に係るパブリックコメントの結果について

### 【説明：事務局】

《委員》

市の考え方の箇所では、第9条の支援の範囲は、全部支援するわけではないので、「特に必要があると認められるときは」などと書いたほうがよい。

《事務局》

修正する。

- (2) 特定空家等の認定状況について（非公開）

- (3) 特定空家等の所有者等に対する勧告について（非公開）

## 4. その他

- (1) 今後の審議会日程について

### 【説明：事務局】

【意見なし】

(2) その他

【なし】

【 閉 会 】